

鳥栖市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進に当たり広く有識者からの意見を聴取するため、鳥栖市まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 有識者会議は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市民・団体の代表者

(2) 学識経験を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第3条 有識者会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 有識者会議は、必要に応じ会長が招集し、その会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その説明及び意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 有識者会議の庶務は、総合政策課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。